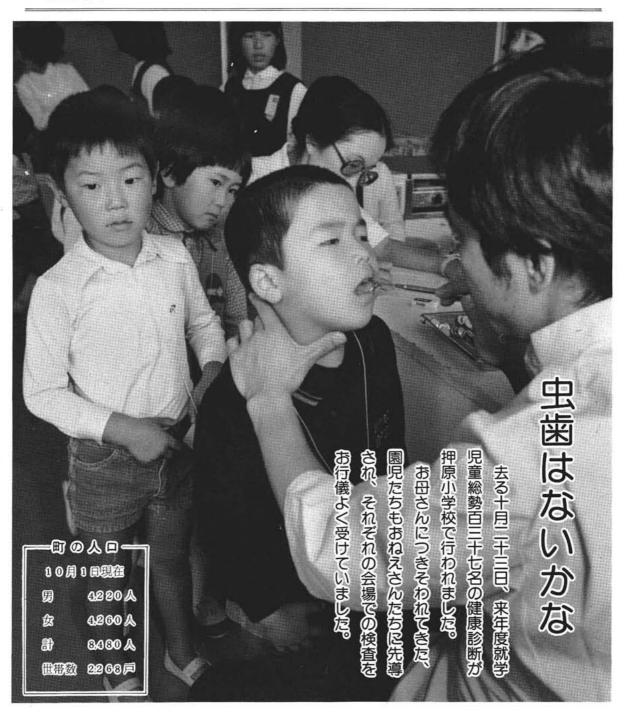


しょうわ一報

No. 57

昭和55年11月1日発行 役場総務課編集





21.152 円

町民1人当りに使用されたお金



60,678 円



19.917 円



16,667 円

(総額



171、029円)

17.310 円



35,305 円

決算のあらまし

1,411,723千円 (100%) 助費 137.156 (9.7%) 積立金 134,010 (9.5%) 人件费 235,260 (16.7%) 扶 助 費 111,776 (7.9%) 普通建設事業 607,629 (42.9%) 公 債 費 95.313 (6.8%) の他

90.579 (6.4%)

算についてお知らせ たか、五十四年度決 その収支はどうなっ どのように使われ、

五十四年度は新庁舎工事着工、

みなさんの税金が

おいて、接続する町内道路網の ピッチで進められている本町に 中央道対策や都市基盤づくり、 の向上を基本に、時代に即応し 町民福祉などに力を入れました。 た庁舎建設にとりかかりました。 六万円を計上し、住民サービス た新庁舎は、二億六千六百二十 中央道や幹線道路の建設が急 特に初年度工事として着工し

成させました。

イクロバスの購入、交通安全対 路の整備、農業団体・老人クラ ブの育成補助、二十九人乗りマ 九十七mの実施、農道や用排水 との他、地方病溝き 1四千百

路線、継続の道川都市下水路事 整備も計画的に進められ、 近代的な建物町営住宅六戸を完 業の完成、また、上河東地内に ・生活関連道路の舗装、 改良十

ミラー・防護さくの取付け、

策事業として危険箇所にカーブ

震対策として、発電機、貯水の

図るため、住民検診の実施、 ました。 う、

ろ水機、

消防車無線機など 級講座の開講などが主な事業内 養と知識・親睦を深める各種学 を取付けいざというときに備え 住民のみなさんの健康管理を 教

出 歳

新庁舎工事着 の整備など

固定資産税 20.190 円



民 税 町 18.427 円



町民1人当りが負担した町税

町たばて消費税 気 電 2.625 円 2.0 4 3 円



(総額 44, 542円)

税 軽自動車税 539 円



1,433,222千円 (100%)

特別土地保有税 718 円



入 歳

昨年比十九・ニット

増

個人分二千七十四万円、法人分

町のだいど 順調に伸びる町税 昭和54年度

地方交付税

369.147 (25.8%)

入

原支出金

115.693 (8.1%) 国庫支出金 99,802 (7.0%)

町

债

189.200 (13.2%)

繰

107.425 (7.5%)

0 そ

町

28,691 (2.0%

税 373,264 (25.9%)

λ

150,000(10.5%)

歳

税二千百三十一万円、このうち その内訳をみてみますと、町民 十六万円、十九・二%の増となり、 も、五十三年度に比較して六千 が五十五年度へ繰越されました。 三千三百二十二万円。 額は六百七十三万円多い十四億 歳入の二十六%をしめる町税 支出は十四億一千百七十二万 差し引き二千百四十九万円

八百四十八万円にたいし収入済 般会計歲入予算十四億二千

百六十一万円の増となります。 車税六十九万円、土地保有税四 電気税三百三十二万円、町たば 百六十二万円、その他納付金・ 屋一千百十五万円、償却資産七 おいては、土地九百一万円、家 をしめしており、固定資産税に 五十七万円となっています。 と消費税二百十二万円、軽自動 交付金などにより三十四万円。 その他においても順調な伸び

> 見返りは十七万一千二十九円で 万四千五百四十二円にたいし、 町民ひとり当りの負担額は四

保 五万円の恩恵 一万円で

玉

四万円、ひとり当りの受診回数 は五・八回となります。 ち保険者負担は一億九千百七十 にあたる総医療費は、二億七千 一十八万円となります。このう 保険税収納率は、九十九・二 国保会計の支出済額九十四%

一%、一千二百八十五万円の繰

人当り 保険税負担額 2 1.4 1 0 円 使われた 医療費 51.487円

を受けています。 被保険者ひとり当りの平均税 医療費は五万一千四百八十 自己負担の倍以上の恩恵

越しです。

負担は二万一千四百十円にたい

住宅や住宅 用 産取得税 地 0 取得 の軽減を は

減額が受けられる要件

住宅を新築、増築、改築、売

◎中古住宅を取得した場合 した人で、次に該当するもの 買、交換、贈与などにより取得 した人、又は、住宅用土地を売 ◎住宅の延床面積が百六十五㎡ (特例適用住宅という) (約五十坪) 以下であること。 (約五十坪)以下であること。 (約十二坪) 以下で百六十五 交換、贈与などにより取得 中古住宅の延床面積が四十

> 以内に、その土地の上に特例住 イ、土地を取得した日から二年 ◎住宅用土地を取得した場合

のない人。 ること。 ロ、中古住宅を取得した日以前 ハ、中古住宅を取得した日以前 十年以内に新築された住宅であ 年以内に持ち家に住んだこと

宅を取得していた場合。 内にその土地の上に特例適用住 ハ、土地を取得した日から一年 ロ、土地を取得した日前一年以 宅を取得した場合

十一月は 青少年のための町民会議 青少年健全育成月間

宅を取得していた場合。 内にその土地の上にある既存住 ニ、土地を取得した日前一年以

すべての願いです。 健やかに成長することは私たち 豊かな情操を養い、心身ともに 割と責任を自覚し、 今年度重点目標が左記のとお 次代を担う青少年が自分の役 広い視野と

共通な理解と自覚のもとに健全 り示されましたので、各家庭や (1)青少年の社会参加活動の実施 育成活動を推進して下さい。 地域において話し合いを励行し、 青少年の自立心を向上させ、

めましょう。 果しております。 社会連帯意識を譲成するには、 意義と方法等の理解認識につと 各種活動に参加させて、参加の 社会参加活動が重要な役割りを 日常のあらゆる場で積極的に

昭和町役場内農業委員会事務局 電話 2111番

農地の統制小作料制度が

した。

小作標準額

20,000円

この制度が本

廃止になりま

決められていま 作料額によって は、国の統制小 る農地小作料金 小作契約してい 十月一日以前に

農業委員会

そとで、

水稲単作玄米 450 kgを基礎 茄子、玉葱作付時を基礎

ます。

S 53. 3. 20 決定

契約となり 定める自由

昭和四十五年

重要です。 少年に働きかけることが極めて ②地域における青少年育成活動 大人が自覚と責任をもって青

我が子も他人の子も同様に見

五」ー××××と、二ケタの市

昭和局管内同士の通話も「七

いで小作料額を 自主的な話し合

して下さい。 には参考に 契約のとき ますので、 定めてあり の標準額を なる小作料 な目やすと では一般的

廃止され、今後 年九月三十日に

は貸手と借手の

10 a 当り

田

普通畑

問合せ先

守り、健全な成長を妨げる有害 な地域環境の排除につとめまし

住宅を取得した場合。

以内にその土地の上にある既存

③健全な家庭生活の普及

家庭は社会の基本であり、

合いを励行しましょう。 再認識してつとめて親子の話し ら生活の充実をはかり、過保護 あまやかしではないかと、親は

間形成にとって大切な場であり

親子、兄弟姉妹の人間関係か

降の出生より八万円と決定しま れ、昭和五十五年十二月一日以 例議会において引上げが承認さ ていました。このほどの九月定 妊娠四ヶ月をこえ出産した場合 従来六万円の助産費が支給され 被保険者資格のある女子が、 助産費支給 万円に引上げ

12月1日 切換え 昭和局に市内局番

五が〇五五二に、又末尾「七五 外局番〇五五二七 二時から従来の市 十二月一日午後

ばつながるようになります。 はダイヤルする必要がなくなり いますが、市外局番(〇五五二) をかける場合現在、〇五五二ー 号でつながるようになります。 いになり、市内局番と加入者番 村相互間の通話が市内通話の扱 が市内局番に変わります。 △△-××××とダイヤルして 例えば、昭和から甲府に電話 これにより、甲府市ほか七町

項目 在 変 更 後 現 町村名 市外局番 市内局播 市外局番 市内局番 市II大門·三珠 0552 72 05527 3 田 富・玉 穂 0552 73 05527 ١ 昭 和 0552 7 5 055275 6 竜 王 0552 76 05527 7 島 0552 敷 77 05527

「七五」が生まれます。

なお、通話料金は変わりません。 のないようで利用下さい。 内局番と加入者番号をダイヤル するようになります。お間違い

配偶者

上げられました。

特集

|は幸せな暮らしの ″後ろ盾″

1月1日が施行

昭和56年

法及び家事審判法」の一部が五月九日改正されまし 分が三分の一から二分の一に引き上げるなど、「民 遺産を子供とともに相続する場合、配偶者の相続

紹介しましょう。 したちの暮らしに関係の深い主な改正点についてご 昭和五十六年一月一日から適用されますが、わた

れが、今回の改正によって、被 代わりに相続する人)の範囲が に制限されることになりました。 妹の子(被相続人のおい、めい) る場合の代襲相続人は、兄弟姉 相続人の兄弟姉妹が相続人であ 決められていませんでした。と (民法第九〇一条第二項)

配偶者の相続分引上げ

ました。「民法第九〇〇条」

同時に、配偶者に対する相続

産の二分の一以下(今までは三 税についても、その相続額が遺

相続人の兄弟姉妹とともに相続 続人(死亡した人)の直系尊属 に相続するときは遺産の二分の するときは四分の三(同三分の は三分の二(同二分の一)、被 (両親)とともに相続するとき 配偶者の相続分が、子ととも (今までは三分の一)、被相 に、それぞれ引き上げられ

になりました。

(相続税法第

九条の二)

下の場合は、課税されないこと 分の一以下)または四千万円以

兄弟姉妹の代襲相続に制限

ることができなくなった場合、 続人が死亡などによって相続す これまでは、代襲相続人(相 代襲相続 の意味 制 が、相続財産の二分の一に引き 弟姉妹が相続人のときの遺留分 のとき、または③配偶者及び兄

「遺留分」が引上げ

相続財産の三分の一」とされて 属(子や孫)のみが相続人の場 度の財産のことです。 得することを認められる最低限 ②配偶者及び直系尊属が相続人 ①配偶者のみが相続人のとき、 いる「その他の場合」の中で、 合、及び直系卑属と配偶者が相 続人の場合は相続財産の二分の 三分の一と定められていました。 一、その他の場合は相続財産の 今回の改正では、このうち「 これまで、遺留分は、直系卑

遺留分」とは、相続人が取

◎うるち玄米1~5類1~2等平均包裝込み 60 kg当り 17.674円 3類を基準 400円

単位:円

60 kg当り

等級	5 5年産水稲うるち米			
量目・包装	1 等	2 等	3 等	
30kg紙袋	8.868	8,708	8,208	
60kg YA	17,832	17,512	16,512	
麻 袋 GB	17.771	17,451	16,451	

地域の産米につき、

◎山梨県産米政府買入価格

(注) 価格は包装代、歩留加算を含んでいます。

分の一に引き上げられたもので 者が含まれる場合は、すべて二 分についても、相続人中に配偶 き上げられたことに伴い、遺留 これは、配偶者の相続分が引 (民法第一〇二八条)

> くために行われるものです。 する理解と認識を深めていただ さんに見ていただき、技能に対

頃培った技能を一般消費者の皆

われます。 十一月は「技能尊重月間」、

この技能まつりは、技能専門 (甲府市塩部三丁目)

家族構成により制限があります。

なお、この住宅は年間所得や

学院の訓練生および技能士が日

で第一回山梨県技能まつりが行 十日は「技能の日」です。そと 甲府高等技能専門学院 十一月九日・十日

合せ下さい。

品の展示・即売も行います。 当日は、技能士や訓練生の作 町営住宅入居者募集

一回山梨県技能まつり

現在一戸空家となっています。

入居希望者は建設課まで問い

低所得者向けの町営住宅が、

ニ・三がと引上げ 内となります。 家族三名では、二百四十万円以 例ー給与所得者一人の場合で

昭和五十五年度生産者米価決まる

産者米価が前年度より二・三% (玄米六十 は当たり三百九十五 八月二日、昭和五十五年産生

決定されました。

次のように

円引上げられて、

力強い選手宣誓をする

押越代表者

息もピッタリサンドイッチ競争

部落得票係も票よみにおおいそがし

三連覇

町体育祭

得点した押越チームが、三年連続優勝、 日中楽しんでいました。 い人からお年寄りまでとんだり、はねたり一 ランドで開催されました。 小雨が降り出すあいにくの天気でしたが、若 部落対抗競技は、あらゆる種目をむらなく この日は朝からどんよりと曇り、夕方には 第十九回昭和町体育祭が、 十月十日押中グ 以下

西条二区、西条一区の順でした。





カゴを目がけてコントロール お年寄り参加の童心にかえって

いました。



山田美明さん

式が行われ、当町においても押 して、国保優良被保険者の表彰 ホールで国保強調月間の一環と 去る十月十四日、 県民会館小 ました。

という議題で講演も行われ、 招いて「国保をめぐる諸情勢」 行われ、国保中央会より講師を ことから表彰されたものです。 他の模範となる被保険者である き国保運営協議会委員の研修も 険税を引き続き三年間完納し、 また、当日は表彰式に引き続 二人は、四年間無病でかつ保

露寒の

灯を一連に

島の暁

河田

好子

露寒に下校児蹴るや

空錐の音

露寒や捨てにし猫

抱きかえる

桑原

丑寅

有賀とよ子さん

う警告です。 下さい」とい 難準備をして ているので、避 極めて高くなっ こる可能性が 内に地震が起 たは数時間以 二一三日ま 警戒宣言は 大規模地震シリー -ズ 非常用持ち出し 袋の用意 避難順路の確認も は絶えず注意し、避難場所、

用持ち出し袋を作っておくこと もたいせつです。 必要なものを入れておく非常 場合があります。そのため、 場所によっては、水・食糧 などの供給がすぐできない 気、ガス、水道が一時的 また、状況によっては電 にせよ止まったり、避難

国保連合理事長表彰 無病 の 二

明さんの二名の被保険者が、 保連合会理事長表彰を受彰致し 越の有賀とよ子さん、同山田美

露寒や

友の計知らす

長電話

員の皆さんも熱心に聞き入って 委

玉

老い母の早野良仕度 河野 清水 露寒し 喜水

杯のお茶しみじみと 露寒く 興石さる代

時計表のみの 田舎賜

避

磯部 信与

露寒やアイロンひそと灼け続く

うときに備える準備が必要で 難順路の確認をしていざとい

桑切月の 光るまで 清水

露寒の

母の形見の 开上まさ江 日和下駄

露寒し

花器のみ置かれ待合室 高野

内藤ふく次

露寒し

孤独の蝶や 占 露寒し

余命なく

署などからの情報に ビ・役場・消防

ラジオ・テレ

町 俳 句

寒」

町内

昭和町地名の由来

郷土研究部長 雨 宮 侑

大

百五十四その他俗称が相当多数 昭和町の地名は字が十、小字が 地名の由来を解明するには相当 あります。 の困難が伴うものであります。 行政区画の変更による新地名や ままでは意味の分からないもの 漢字を当て字としたもの等その 言われ、又地名には合成地名や 三千万とも或いはそれ以上とも 地名の数は全国で二千万とも 歴史的地名が無くなる等、 住居表示に関する法律によ 流へと順次及んだのである。 頂部で、即ち開拓は下流から上

役場正面玄関前)

氾濫原の開拓はその末端部(扇 扇央に及び、最後となるのは扇 端部)から順に上部に移行して 原)の中央に位しており、 に、詳細に彫ってある。 に昭和町議会の寄贈による石碑 昭和町は釜無川沖積原 当町の沿革に付ては新庁舎前 (氾濫 この

升五合ノ無地引アリ河荒 ー此ノ内九十五石五斗三 れた。甲斐国志に「前略 は西条本村は早く開発さ されたので、当町として 追随した人々により開発 が多かったが、源義清に りで、未墾の原野や沼沢 地の開発が始まったばか 氏の祖源義清五十一才(称した。この地は甲斐源 の西にあったので西条と に対し中古の頃河の流れ ノ廃田ヲ開キ後ニ新田 した所で、当時はまだ盆 (市川大門町)より隠居 一二五年)の時平塩岡 西条は旧国母村の上条

阿荒ト言フ同社(鎌田八幡宮か) 甲斐国志に「紙漉阿原村ー古へ うになった。その後種々の事情 ベシ」とある。 棟札に見エタリ後ニ紙漉ト言フ むようになってからそう呼ぶよ 富な湧泉を利用して紙漉業を営 生した桑や楮を原料として、豊 又全国的にも分布されている。 ハ蓋シ村民ノ業とセシコト有ル たが現在も湧泉は豊富である。 により紙漉業を行なわなくなっ 紙漉阿原とはこの地の河原に発 富町臼井阿原等県内にも多く、 い地の意である。この地名は田 泉のある草付村、浸水し易い低 た。阿原は湿地、 (大きな村)ナリ」とある。 紙漉阿原は古くは阿荒と言っ 深泥の田、湧

タリ」とある。 散在セシ村也村北釜無河ノ涸道 地ナドアルヲ押越ト呼ベリ今モ 言フ又河沼等ヲ打コシテ開墾ノ 開拓した。甲斐国志に「押越村 れている。その後川筋も変化し うの土地を開墾したためと言わ の支流を押越しといって、川向 たので現在地の方へ住み新田を ってあったが、中古の頃釜無川 押越はもと河東中島の方に寄 方言他村ニ入り耕スヲ越石ト (小学校の北側) 多ク存シ (曲淵、下押越、新田)ノ

村ヲ建ツ本村ハ当筋一二ノ寛邑

村(上河東、下河東、河東中島 妙法房(景廉)が居所ヲ後ニ所 守ヲ誅セラルー中略甲斐ノ国ニ 居、玉川)のうちでもと加藤と 町之田、井の口、飯喰、築地新 子孫が居を構えた加藤の郷八ケ ノ名ニ申ストナリー後略」とあ 加藤ト言っ在所アルハ彼ノ入道 滕次景廉ト梶原ニ仰セ安田遠江 言ったが今は河東となっている。 し上河東と言い、領主加藤氏の 甲斐国志に「鎌倉大双紙ニ加

工事人夫の飯場に充てられたの 志に「水役ノ頃役夫多ク集リ飯 で地名になったと言う。甲斐国 田富と順次築かれた当時、 〈旧玉幡、昭和(旧常永地区) 飯喰は信玄堤が本竜王から南 この

場であって茶屋等があったもの 本通りを俗称宿と言っているの 諸役免許ナリー後略」とある。 宿場のこと) 五百二石七斗三升 って河東中島と呼ぶようになっ ことへ人々が移り住むようにな 水との間に小島が生じ、その後 押越、紙渡阿原の方面を流れた たと言われている。甲斐国志に 河東中島村ー河内路ノ小駅(河東中島は中古時代洪水の時 河内路(旧駿州往還)の宿 上河東の中央の流れと、

上河東は現玉穂村下河東に対

炊ヲ為セシ処ナリト言フ」とあ

築地新居は信玄堤を築く工事

地方に特に多い「新井、荒井、 落のこと、この地名は中部関東 防河ノ大役ヲ興シ築ク堤ニ依リ 路②新居の意で新村、新しい集 なる。甲斐国志に「武田ノ時ニ を行い新村を作ったので地名と 新居」ニィとも読む。 テ後世地名ニ呼ブト言フ」とあ 新居「あらい」①新しい用水 以下次の

何分の御指導をお願い致します。 のを一部補正して掲載しました 昭和文芸第七集に掲載したも 参考文献

機会といたします。

著) 岩波国語辞典 事典 甲斐地名考(佐藤八郎氏 地名の語源 平凡社世界大百科 昭和村誌 甲斐国志 角川書店



当時特に決壊がはげしかった鍜冶新居地 内の釜無川、現在はリバーサイドが広がる

保

健

だ

ょ

9

── 秋期ポリオ生ワク投与実施 ──

実施日時 11月5日(水)午後1時~2時

場 所 中央公民館

該 当 児 昭和54年8月1日~昭和55年1月31 日までの出生児

> 昭和55年2月1日~昭和55年7月31 日までの出生児

携 带 品 母子健康手帳 問診票

※なお追加として11月19日(水)午後1時~2時を 予定

母子健康手帳交付及び妊婦相談

実施日時 11月 1日(土) 午前9時~正午

11月15日(土) /

場 所 中央公民館

── 乳 児 健 康 相 談 ──

実 施日	受付時間	該当児	場所
11月26日(水)	午後1時30分	9.12ヶ月児	中央公民館
27日(木)	~ 午後2時	3.6ヶ月児	

── 1 才 6 ケ月児健康相談 ─

実施日時 昭和55年11月13日(木)

午後1時~2時

該 当 児 昭和54年3月1日~昭和54年5月31

日までの出生児

場 所 中央公民館

── 献血にご協力を ──

実施日時 11月11日(火)午前10時~正午 午後1時~3時

場 所 中央公民館前駐車場 献血出来る人

①満16才以上~65才未満の人

②体重が男子 4 5 kg、女子 4 0 kgをこえる人

③前回の採血から1ヶ月を経ている人

④血液の比重が 1.052 以上の人(当日検査)

⑤血液検査の結果適合した人 (当日検査)

⑥当日医師が検診をして健康と認める人

⑦妊娠をしていない人

◎なお、採血された場合は、血液型、肝機能、梅毒等の検査を行いますので健康診断の役目もします。

── 3 種混合予防接種 ────

実施日時 11月11日(火)午後1時~2時

場 所 中央公民館

該 当 児・昭和53年3月1日〜昭和53年8月31 日までの出生児(第1期3回目)

> ・昭和51年11月12日~昭和53年2月 28日までの出生児で未接種の人

携 行 品 母子健康手帳 問診票

不燃物·可燃物収集日					
日	程	曜日	地区名	内 容	
11月	4日	火	全地区	もえる物	
	5 日	水	"	ガラス類	
	6日	木	"	もえる物	
1	0 日	月	"	"	
1	3 日	木	"	"	
1	7日	月	"	"	
1	9 日	水	西条地区	金属類	
2	0 日	木	全地区	もえる物	
2	1日	金	拥原·常永	金属類	
2	5 日	火	全地区	もえる物	
2	7日	木	"	"	